

令和6年度「女性の就職総合支援事業」業務委託に係る質問事項回答

質問内容1： 企画提案仕様書内「6 委託業務内容(5)基礎研修の実施について」

項目(ア)にて、「研修内容は特定の業種に偏ったものではなく、全ての業種で必要とする一般的な資格やスキル習得を目指す内容」としてパソコンや経理事務等と例が挙げられていますが、県内ではすでに他機関で充実したパソコンスキルや経理事務を専門とした研修を受けることが出来る状況があります。

個々の状況に応じた就職支援として事業趣旨に沿う一般的な資格やスキルは他にどのような内容を想定していますか。

質問回答1：

本事業で想定している基礎研修の内容としてパソコンや経理事務等を例示としてあげていますが、企画提案にあたっては、より多くの求職者が企業に就職できるよう、企業が求人条件として求める資格やスキルを把握し、効果的な研修内容を提案して頂きたいと考えております。

質問内容 2 : 再委託の範囲について

研修及びセミナーについて、自社の社員教育を依頼している提携会社を利用することは可能でしょうか

質問回答 2 :

「委託業務に関わる事務処理マニュアル及び解説 P12」より

「委託業務の契約金額の 1/2 を超える業務のほか・・・委託成果に密接に関わる統括的かつ根幹的な業務など、受託者自ら履行させる必要がある業務については、再委託を原則禁止とします。」

とあり、基礎研修及びセミナー（以下、研修等）の実施は委託成果に関わる内容となるため、研修のスケジュール、項目設定、受講者の募集・選考など研修等に関する業務一式を提携会社に再委託することはできません。

受託者が研修等の企画運営を担い、実際の研修等の実施を提携会社に在籍する講師に依頼することは可能です。

また、提携企業とコンソーシアムを締結し、研修業務を担当させることは可能です。

質問内容 3 職場訓練の実施について

保育料・訓練委託料の上限は定められているのでしょうか。

質問回答 3

保育料は子どもひとりにつき月額 26,000 円を支援上限額とし、職場訓練委託料は訓練生ひとりにつき、月額 40,000 円を上限としています。